⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に長野第１地方合同庁舎外⑳設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
　提出場所　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
４　設計共同体としての資格及びその審査
　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
④　平成30年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、長野第１地方合同庁舎外⑳設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、長野第１地方合同庁舎外⑳設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
③　１⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、長野第１地方合同庁舎外⑳設計業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、長野第１地方合同庁舎外⑳設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
　４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
６　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。
７　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
８　その他
⑴　設計共同体の名称は、「長野第１地方合同庁舎外⑳設計業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和２年４月21日付け支出負担行為担当官　関東地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

調　達　予　定

入札公告（公示）予定の公示

令和２年度当初において判明している80万ＳＤＲ以上の物品等又は特定役務の調達に係る入札公告（公示）の予定を次のとおり公示します。なお、本公示内容は予定であり、本公示に掲載されていない調達であっても、年度途中において80万ＳＤＲ以上となるものがあり得ます。
　令和２年４月21日
［掲載順序］
①品目分類番号　②調達物品・サービス及び数量　③調達方法　④入札公告（公示）の予定時期　⑤担当部局
①Classification of the products or services to be procured　②Nature and quantity of the products or services to be procured　③Type of the procurement　④Expected date of the public notice of the tender　⑤Contact point for the notice

○支出負担行為担当官　外務省大臣官房会計課長　岡野結城子
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
①56、58　②外交行嚢の外務本省と日本国在外公館との間の発受に関する業務　③購入等　④12月以降　⑤外務省大臣官房情報通信課　東京都千代田区霞が関２－２－１　電話03―3580―3311　内線2182
①26　②外務省本省庁舎で使用する電気の供給一式　③購入等　④12月以降　⑤外務省大臣官房会計課　東京都千代田区霞が関２－２－１　電話03―3580―3311　内線2800
Summary
Ministry of Foreign Affairs
①56, 58　②Delivery and reception of diplomatic pouches between Ministry of Foreign Affairs and Overseas Establishments of Japan　③Purchase　④On and after December 2020　⑤Information and Communications Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo TEL 03―3580―3311 ext. 2182
①26　②Supply of electricity　③Purchase　④On and after December 2020　⑤Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo TEL 03―3580―3311 ext. 2800

○支出負担行為担当官　国税庁長官官房会計課長　清水　雄策
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
①76　②「国税還付金振込通知書（ＮＫ803）」の刷成　9,590,000セット　③購入等　④５月　⑤国税庁長官官房会計課契約第三係　東京都千代田区霞が関３－１－１　電話03―3581―4161
①26　②申告所得税・消費税課税台帳バインダーの購入　300,000冊　③購入等　④６月　⑤国税庁長官官房会計課契約第二係　東京都千代田区霞が関３－１－１　電話03―3581―4161
①76　②「所得税及び復興特別所得税の送付用確定申告書等」の刷成　5,080,000セット　③購入等　④６月　⑤国税庁長官官房会計課契約第三係　東京都千代田区霞が関３－１－１　電話03―3581―4161
①76　②「青色申告決算書及び収支内訳書」の刷成　29,420,000セット　③購入等　④６月　⑤上記⑤に同じ
①76　②「所得税確定申告書等」の刷成　20,340,000セット　③購入等　④６月　⑤上記⑤に同じ
①76　②「所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告のお知らせはがき等」の刷成　8,350,000セット　③購入等　④８月　⑤上記⑤に同じ